

茨城県森林整備関係事業実施要領

この要領は、茨城県森林整備関係事業費補助金交付要項（平成30年6月25日付け林業第159号。以下「補助金交付要項」という。）第2条に定める事業の適正かつ円滑な実施のため、補助金交付要項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1 事業区分及び事業内容等

事業の区分ごとの事業内容、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 国補造林事業（森林環境保全直接支援事業）

(1) 事業内容

ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が11年生以上の林分において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去

ウ 下刈り

植栽により更新した10年生以下の林分で行う雑草木の除去とする。ただし、各年度1回限り、5回までとする。

エ 枝打ち

30年生以下の林分において行う林木の枝葉の除去とする。

オ 除伐

下刈りが終了した25年生以下の人工林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

カ 保育間伐

60年生以下の人工林、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の人工林において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

キ 間伐

60年生以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の人工林又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の人工林で行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。

ク 更新伐

90年生以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らしとする。

ケ 森林作業道整備

「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当するものとする。

（ア） ア～クのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。

（イ） 第3の2に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると所管する農林事務所長（以下「所長」という。）が認めるものとする

（ウ） 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの

コ 花粉発生源植替え

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えとする。

(2) 事業主体

ア 市町村

イ 森林所有者

ウ 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）

エ 森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）

オ 森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）とする。

カ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者。

ただし、(1)アの人工造林及びウの下刈りに限る。

キ 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により知事が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）。

ただし、(1)コの花粉発生源植替えは除く。

(3) 事業規模等

(1)のアからク及びコについては、1施行地の面積が0.1ha以上。

（1施行地は、原則として接続する区域とする。）

これに加えて、(1)キの間伐及び(1)クの更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

- ア 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、第4の3(1)に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積（原則として搬出した丸太の材積）の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。
- イ 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づき行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。

(4) 補助金額

- ア 補助金額は、標準経費に、査定係数の百分の一と、補助金交付要項に定める補助率を乗じて求める。

なお、補助金のうち、国費については、標準経費に、査定係数の百分の一と林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日47林野政第640号農林事務次官依命通知、以下「国交付要綱」という。）に定める国の補助率を乗じて求める。

- イ 標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めたものとし、標準単価は第5の3により知事が別に定めるものとする。

- ウ 査定係数は、次のとおりとする。

- (ア) 次のa又はbのいずれかに該当するもの：180

- a 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り
- b 花粉発生源植替えについて、森林経営計画策定者が当該各計画に基づいて行うもの

- (イ) 次のa～cのいずれかに該当するもの：170

- a 森林経営計画等に基づき行う事業（(ア)に規定する査定係数180で行うものを除く。また、(ア)のaの施行地における4回以降の下刈りも含む）。
- b 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの
- c 森林作業道の改良若しくは復旧（(1)ア～コの施業と一体的に実施するものを除く。）

- (ウ) 次のa又はbのいずれかに該当するもの：90

- a 人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書又は保安林内伐採許可に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）
- b 下刈りについて、(ア)のa及び(イ)のaに該当しないもの

エ 補助率は、補助金交付要項によるものとする。

2 国補造林事業（いばらきの森再生・国補再造林事業）

(1) 事業内容

森林経営計画等に基づく以下の事業とする。

ア 再造林

1 (1)アの人工造林のうち、スギ・ヒノキ人工林の伐採後に行う地拵え、植栽（以下、「再造林」という。）であって、次の(ア)から(エ)を満たすものとする。

(ア) 51年生以上のスギ又はヒノキ人工林の伐採後に行うもの

(イ) 前生樹の伐採が終了した翌年度の初日から起算して2年以内に行うもの

(ウ) (2)の森林経営集約化に係る要件を満たすもの

(エ) 植栽苗の樹種がスギ又はヒノキで、本県産の花粉症対策苗であるもの

イ 再造林（花粉発生源植替え）

1 (1)コの花粉発生源植替えのうち、スギ及びヒノキ人工林において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽であって、アの(ア)から(ウ)及び第2の(6)のアからウを満たすものとする。

ウ 下刈り

2の事業区分の再造林により植栽した10年生以下の林分（過去に実施した「条件不利地の広葉樹林化」の施行地を含む。）で行う雑草木の除去とする。ただし、各年度1回限り、5回までとする。

(2) 森林経営集約化に係る要件

森林経営集約化に係る要件は、以下の事項とする。

ア 代理申請以外の場合

(ア) 別に定める「茨城県意欲と能力のある林業経営体の登録及び公表実施要領」（以下「林業経営体登録等要領」という。）に規定する森林経営集約化計画（以下「経営集約化計画」という。事業主体が策定したものに限る。以下同じ。）において、森林経営集約化を図る区域に設定した区域内の森林で、当該事業主体が行うもの

(イ) 次の(ア)から(エ)のいずれかの要件を満たす森林において行うもの

ア) 事業主体が自ら所有又は取得した森林

イ) 事業主体が、森林経営計画の策定にあたり、森林法第11条第1項の規定に基づき森林所有者から経営の委託を受けた森林

ウ) 事業主体が、森林所有者から5年間以上に渡る経営又は施業の委託を受けた森林で、(イ)以外のもの

エ) その他、事業主体が経営管理を実施することができる森林

イ 代理申請の場合

第4の1(2)の代理申請による申請のうち、森林所有者等の事業主体が、2(3)ただし書きの経営集約化に取り組む経営体に委託又は請け負わせて実施するものであって、当該経営体が策定する経営集約化計画において、森林経営集約化を図る区域に設定した区域内の森林で、当該経営体がアに準じて行うもの

(3) 事業主体

1 (2)に準ずる。

ただし、林業経営体登録等要領に基づき登録を受けた林業経営体のうち、同要領に規定する経営集約化計画を策定する林業経営体（以下「経営集約化に取り組む経営体」という。）に限る（森林所有者が(2)イの代理申請により実施する場合及び過去に再造林（条件不利地の広葉樹林化）を実施した施行地の下刈りを除く。）。

(4) 事業規模等

(1)のア及びイについては、1 施行地の面積が0.3ha以上。

(1)のウについては、1 施行地の面積が0.1ha以上。

(5) 補助金額

ア 補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。

なお、補助金のうち、国費については、標準経費に、査定係数の百分の一と国交付要綱に定める国の補助率を乗じて求める。

イ 標準経費は、1 (4)イに準ずる。

ウ 査定係数は、1 (4)ウに準ずる。

エ 補助率は、1 (4)エに準ずる。

3 国補造林事業（いばらきの森再生・国補間伐事業）

(1) 事業内容

森林経営計画等に基づく以下の事業とする。

ア 保育間伐

スギ又はヒノキの人工林のうち、60年生以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰であって、2 (2)の規定を準用する森林経営集約化に係る要件を満たすものとする。

イ 間伐

スギ又はヒノキの人工林のうち、60年生以下の林分で行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積であって、2 (2)の規定を準用する森林経営集約化に係る要件を満たすものとする。

(2) 事業主体

1 (2)に準ずる。

ただし、経営集約化に取り組む経営体に限る（森林所有者が2 (2)イの規定を準用して代理申請により実施する場合を除く。）。

(3) 事業規模等

1 (3)に準ずる。

(4) 補助金額

ア 補助金額は、2 (4)アに準ずる。

イ 標準経費は、1 (4)イに準ずる。

ウ 査定係数は、1 (4)ウに準ずる。

エ 補助率は、1 (4)エに準ずる。

4 県単造林事業（いばらきの森再生・県単事業）

(1) 事業内容

ア 再造林

2の対象とならない再造林であって、次の(ア)から(エ)を満たすものとする。

(ア) 51年生以上のスギ又はヒノキ人工林の伐採後に行うもの

(イ) 前生樹の伐採が終了した翌年度の初日から起算して2年以内に行うもの

(ウ) 2(2)の規定を準用する森林経営集約化に係る要件を満たすもの

(エ) 植栽苗は、スギ又はヒノキのコンテナ苗（本県産の花粉症対策苗に限る。）及び早生樹であるもの。ただし、以下のものは除く。

ア 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第2条第1項で定める特定外来生物

イ 外来生物法第21条で定める未判定外来生物

ウ 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）に掲載されている樹種

イ 下刈り

アにより植栽した10年生以下の林分で行う雑草木の除去とする。ただし、各年度1回限り、5回までとする。

ウ 保育間伐

スギ又はヒノキの人工林のうち、森林経営計画等が策定されていない60年生以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰であって、2(2)の規定を準用する森林経営集約化に係る要件を満たすものとする。

エ 間伐

スギ又はヒノキの人工林のうち、3(1)イの対象とならない標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分で行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積であって、2(2)の規定を準用する森林経営集約化に係る要件を満たすものとする。

(2) 事業主体

経営集約化に取り組む経営体

(3) 事業規模等

(1)のアについては、1施行地の面積が0.3ha以上。

(1)のイからエについては、1施行地の面積が0.05ha以上。

これに加えて、(1)のエの間伐については、補助金の交付申請ごと、かつ、経営集約化計画において森林経営の集約化を図る区域として設定した団地ごとに、伐採木の搬出材積の合計を施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上（61年生以上の林分においては30m³以上）であるもの。

(4) 補助金額

ア 補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。

イ 標準経費は、1(4)イに準ずる。

ウ 補助率は、1(4)エに準ずる。

5 県単造林事業（いばらきの森再生・県単作業道整備事業）

(1) 事業内容

森林経営を集約化して実施する森林整備等を推進するため、再造林及び間伐等の森林整備に必要な作業道（以下「県単作業道」という。）を開設及び改良する事業とする。

(2) 事業主体

経営集約化に取り組む経営体

(3) 事業要件等

以下の要件を満たすものとする。

ア 1～4の事業により補助を受ける施業と一体的に行うものであること

ただし、1 (1) ア及びコ、2 (1) ア及びイの人工造林、花粉発生源植替え及び再造林と一体的に実施する場合は、先行して実施する伐採から植栽までの全てを同一の事業主体が実施する場合に限る。

イ 整備する作業道は、小型自動車や林業機械が安全かつ効率的に稼働できるものとし、規格、構造等は別に定める基準に基づくものであること

ウ 森林所有者以外の者が事業主体である場合は、作業道整備箇所に係る森林所有者から当該作業道整備について同意又は承諾を得ているものであること

(4) 補助金額

第5の3により知事が別に定める標準単価に事業量（m）を乗じて求めた額とする。
ただし、事業に要した経費が、開設延長1m当たりの平均で2,500円を超える場合は、2,500円に事業量（m）を乗じて求めた額を補助金額とする。

6 県単造林事業（県単造林事業）

(1) 事業内容

ア 人工造林

森林の造成を目的として行う地拵え、植栽とする。

イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 樹下植栽

育成複層林の造成を目的として上層木が11年生以上の林分において行う地拵え、樹下への苗木の植栽。

(イ) 改良

天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰。

ウ 下刈り

植栽により更新した10年生以下の林分で行う雑草木の除去とする。ただし、各年度1回限り、5回までとする。

エ 枝打ち

30年生以下の人工林において行う林木の枝葉の除去とする。

オ 除伐

下刈りが終了した25年生以下の人工林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

カ 間伐

60年生以下の人工林において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。

キ 更新伐

(7) 整理伐

90年生以下の林分において行う、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。

(イ) 人工林整理伐

90年生以下の林分において行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。

ク 簡易作業路整備

造林補助事業に附帯する簡易な構造の作業路の開設及び改良とする。

ケ 伐倒駆除

松林等の健全な育成又は保全を目的として行う森林病虫害等被害木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理等とする。

(2) 事業主体

森林所有者、森林組合等、市町村

(3) 事業規模

1 施行地の面積が0.05ha以上（(1)のケ（伐倒駆除）のうち、被害木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。）。

(4) 補助金額

ア 補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める

イ 標準経費は、1 (4)イに準ずる。

ウ 補助率は、1 (4)エに準ずる。

第2 事業内容に関する特記事項

事業の内容等については、第1のほか以下によるものとする。

(1) 人工造林、樹下植栽等について

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。

イ 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種（第1の2 (1)ア及びイ、第1の4 (1)アの再造林は除く。）は、原則として、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5に規定する市町

村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。

ウ 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木については、「山林用主要苗木の標準規格設定について」（昭和33年12月24日付け33林野造第16622号林野庁長官通知）に即し、都道府県が定める規格に適合した優良なものを使用することを旨とし、広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知）を踏まえ、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝的攪乱の防止に配慮することとする。

エ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと所長が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

オ 補植は、第1の1(1)アにより1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗木数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行えるものとする。

(2) 下刈りについて

ア 下刈りは、植栽により更新した10年生以下の林分において、育成しようとする樹木の成長を阻害する草本植物等の被圧がなくなるまでの期間を補助対象とする。

イ 令和4年度事業（令和3年度繰越事業除く）以降に人工造林を実施した施行地において、4回目以降の下刈りを実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

(3) 枝打ちについて

枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とし、枝打ち幅は1.5m以上とする。

(4) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐について

ア 除伐において、不用木を全て除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。

イ 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の30%以上（間伐については20%以上）伐採する場合に補助対象とする。

ウ 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の実施に当たっては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

エ 更新伐について

(ア) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合、伐採率はおおむね70%以下の定性伐採を行うものとする。

(イ) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉

樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。

(ウ) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け 5 林整整第925号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。

(エ) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

(5) 森林作業道整備について

ア 森林作業道整備の先行実施

(ア) 第1の1(1)ケ(ア)の一定期間とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とし、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。

(イ) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。

イ 森林作業道の改良

森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

(イ) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。

(ウ) 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(エ) 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

ウ 森林作業道の復旧

森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

(イ) 復旧の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

エ 効率的な森林作業道の開設

施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

オ 森林作業道台帳の整理等

森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を書面において明らかにするものとする。

また、事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、所長からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理しておくものとする。

(6) 花粉発生源植替え

- ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施するもの
- イ 伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね70%以上について行うもの
- ウ 植栽苗は、スギ又はヒノキのコンテナ苗（本県産の花粉症対策苗に限る。）を使用するもの

(7) 県単作業道整備について

ア 県単作業道整備の先行実施

第1の5の県単作業道整備については、当該作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができるものとし、その期間は県単作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とし、この期間内に施業を行うことを原則とする。ただし、1(1)ア及びコ、2(1)ア及びイ、4(1)アの人工造林、花粉発生源植替え及び再造林と一体的に実施する場合は、当該施業の実施後に補助金の交付申請を行うものとする。

イ 県単作業道台帳の整理

事業主体は、県単作業道台帳を作成するとともに、所長からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理しておくものとする。

ウ 急傾斜地における補助延長の上限

当該作業道整備と一体的に実施する施行地の平均傾斜が35度以上の場合は、施行地の面積1ha当たり200mを補助延長の上限とする。ただし、施業区域外で、施行地へアクセスするための作業道の延長は除く。

(8) 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づく施業について

補助金交付申請の際に第4の2のコの書類（申請後に森林経営計画対象林班に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類）を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

(9) 森林環境保全直接支援事業について

事業実施にあたっては、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針（令和7年3月31日付け6林整整第860号林野庁長官通知）」に基づき、造林作業の省力・低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

第3 国補造林事業に関する事業計画等

1 森林環境保全整備事業計画の作成等

- (1) 知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、市町村森林整備計画の達成に資するものとして、国要領及び国要領の

運用に基づき、国補森林環境保全直接支援事業等に係る森林環境保全整備事業計画及び農山漁村地域整備交付金に係る森林基盤整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成する。

- (2) 事業計画は、原則として森林法第7条第1項の規定に基づき定められた森林計画区を単位として作成する。
- (3) 事業計画の計画期間は、原則として5年間とする。事業計画の始期は、原則として当該計画の対象区域に係る地域森林計画の始期とする。
- (4) 知事は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。
- (5) 知事は、以下に該当するときは事業計画の変更を行うものとする。
 - ア 計画期間の変更
 - イ 事業量の著しい増減
 - (イ) 森林整備の総面積の3割を超える増減
 - (イ) 森林作業道の開設総延長の3割を超える減

2 事前計画の作成等

事前計画は、第1の2の(1)のイの再造林（花粉発生源植替え）について、以下のとおり作成等するものとする。

- (1) 第1の1から3に規定する国補造林事業の事業内容のうち花粉発生源植替えについて補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする施業の実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」（様式1）という。）を作成し、所長に提出するものとする。
- (2) 所長は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- (3) (1)、(2)のほか、事前計画の作成等については以下によるものとする。
 - ア 事前計画の計画期間は、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。
 - イ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。
 - (イ) 事前計画の対象とする区域及びその面積（概数）並びに計画期間
 - (イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種
 - (イ) 花粉発生源植替えについて補助を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付しなければならない。
 - ウ 事前計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

エ 事前計画は、所長が、花粉発生源植替えの実施に係る事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものである。その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

オ 所長は、提出のあった事前計画の内容について、次の事項等を確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。

(ア) 補助要件への適合

(イ) 森林作業道の開設予定路線の線形及び開設延長の妥当性

(ウ) 林内路網と施業予定箇所との位置関係、作業システム等の妥当性

(エ) 人工造林に当たり伐採作業と造林作業との連携の有無

カ 事前計画の作成にあたっては、以下の点に留意するものとする。

(ア) 第1及び第2の事業の要件を満たす事業であることを確認する。

(イ) 保安林等の制限林において伐採又は作業道整備その他の事業を行う場合は、当該事業に係る所要の手続きを適切に行う。

(ウ) 森林法に基づく伐採造林届出、農地法に基づく農地転用許可、その他、事業に応じ所要の手続きを適切に行う。

3 事業予定調書の作成

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度に予定している事業内容等を記載した事業予定調書（様式2）を作成し、11月20日までに所長に提出するものとする。なお、当該事業内容等が2の事前計画と同一である場合は、事業予定調書の提出を省略することができる。

(2) 所長は、(1)の事業予定調書等により当該年度の造林補助事業の予定見込量等を把握し、12月15日までに、年度末までの予定事業量等を記した実行状況報告書（様式3）を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

第4 補助金交付申請等

第1の1から6の事業（以下「造林補助事業」という。）に係る補助金交付申請等については以下によるものとする。

1 補助金交付申請について

(1) 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに所長に対して、補助金交付申請書を提出することにより、交付申請を行うものとする。

(2) 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について森林組合等の第三者に委任することができる。委任を受けた者（以下「代理申請者」という。）は、所長に対して(1)の書類に委任状（様式4-1、様式4-2）を添付して補助金の交付申請（以下「代理申請」という。）を行うものとする。

なお、事業主体が森林所有者の場合、委任状の氏名欄は原則として自筆署名とする。

- (3) (1)による補助金の交付申請の期限は、原則として、春季の植栽及び夏季の下刈りにあつては9月末日、秋季の植栽にあつては12月末日、その他の施業種にあつては2月末日とする。

2 補助金交付申請書及び添付書類について

- (1) 事業主体は、補助金交付申請書（補助金交付要項の様式第1号）に必要な応じて以下の書類を添付して補助金交付申請をおこなうものとする。ただし、以下のオ（現地写真）及びト（人工造林・間伐調査野帳）の書類については、竣工検査合格後、所長から事業主体に返却し、事業主体が保管するものとする。ただし、代理申請者が補助金の交付申請を行う場合は、「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。

なお、添付する書類については、以下のテ（造林事業提出書類チェックリスト）により十分確認するものとする。

ア 申請内訳書（様式5－1、様式5－2、様式5－3）

イ 施業箇所位置図（様式6）

ウ 施業図（様式7）

エ 作業道線形図

ウの施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない。

オ 現地写真

(ア) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。

(イ) 下刈りは、必要なに応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、令和4年度事業（令和3年度繰越事業除く）以降に人工造林を実施した施行地において、4回目以降の下刈りを実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真等（様式8）を添付するものとする。

(ウ) 花粉発生源植替えについては、事業実施前は伐採前の人工林の林分状況がわかる写真とし、事業完了後は植栽完了後の写真とする。

(エ) 撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

カ 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像等

なお、オルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。）を提出した場合は、イからオの書類について省略することができるものとする。

キ 搬出材積集計表（様式9）

間伐、更新伐及び花粉発生源植替えに係る交付申請の場合に限る。

ク 平均胸高直径調査票（様式10）

第1の1(1)カ、同3(1)アの保育間伐において、「伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の場合」を適用しようとする場合に限る。

ケ 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（様式11）

ただし、直営施行等であつて、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあつては添付を省略することができる。

コ 第2の(8)による場合は、補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類

サ 受委託契約書又は請負契約書の写し

事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。

シ 実行経費内訳書

市町村が請負に付して実行した事業、森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係るものに限る。

ス 分収林契約等の写し

分収林契約が締結されている場合に限る。

セ 伐採造林届出書の写し等

人工造林及び花粉発生源植替えに係る交付申請の場合に限る。伐採造林届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し、伐採造林届出書の提出を要しなかったことを示す書類等

ソ 苗木の産地証明書等の写し

(ア) 苗木の樹種、規格、数量、種類（裸苗、コンテナ苗等）等を示す書類

(イ) 本県産苗木であることを示す書類

第1の2(1)ア、イ、4(1)アの再造林に限る。

(ウ) 花粉症対策苗木であることを示す書類

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し。

なお、花粉発生源植替えに係る補助金の交付申請に限る。

タ 保安林の制限手続きに係る書類の写し

保安林で施業を行う場合に限る。

チ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け

（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）チェックシート

事業主体が記載する。

ただし、事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入する。

また、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができ、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。

ツ 森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料

森林作業道の復旧を実施する場合に限る。

テ 造林事業提出書類チェックリスト（様式12）

ト 人工造林・間伐調査野帳（様式13）

人工造林、再造林、花粉発生源植替え、保育間伐及び間伐に係る交付申請の場合に限る。

ナ GNSS等を用いた場合の測量野帳（様式14）

3(5)イのGNSS（地球測位システム）等による現地測量を行った場合に限る。

ニ 作業道作設に係るチェックリスト（様式16）

ヌ 環境負荷低減チェックシート（様式17）

(2) いばらきの森再生事業に係る特記事項

いばらきの森再生事業に係る以下アの事業にあっては、(1)のほか、以下イの書類を添付するものとする。

ア 適用事業

第1の2 国補造林事業（いばらきの森再生・国補再造林事業）

第1の3 国補造林事業（いばらきの森再生・国補間伐事業）

第1の4 県単造林事業（いばらきの森再生・県単事業）

第1の5 県単造林事業（いばらきの森再生・県単作業道整備事業）

イ 添付書類

第1の2(2)の森林経営集約化に係る要件（第1の3(2)及び第1の4(2)において準用する場合を含む）を満たすことを証する以下の書類

(ア) 経営集約化計画の写し（アの事業について同一の林業経営体が複数の申請を行う場合にあっては、年度において2回目以降の申請では添付を要しない）

(イ) 林業経営体登録等要領に規定する森林経営集約化計画達成状況報告の写し（(ア)の例外規定に準ずる）

(ウ) 経営集約化に取り組む経営体を実施する事業であることを証する以下のいずれかの書類

ア) 森林経営計画書（抜粋）の写し（経営集約化に取り組む経営体が、森林所有者から森林の経営の委託を受けた者として、補助事業地の森林経営計画策定主体となっている場合）

イ) 森林所有者と経営集約化に取り組む経営体との受委託契約書又は請負契約書の写し

ウ) その他経営集約化に取り組む経営体が事業を実施する権限を有することを証する書類

(3) 添付書類以外の書類の整備

事業主体等は、(1)から(2)に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。
なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、事業主体はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員に提示するものとする。

(ア) 測量野帳（様式15）（(1)クの平均胸高直径調査票に係る調査野帳を含む。）

(イ) GNSS（地球測位システム）等による現地測量から作成した施業図の提出を行った場合は、3(5)イの条件に係る観測時のデータ

(ウ) オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等の作成に要したデータ

(エ) (1)アの申請内訳書、同キの搬出材積集計表及び同ケの社会保険等の加入状況調査表に係る証明書等の証拠書類（国単価通知第3の2のなお書きを適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）

(オ) 森林経営計画等に基づく補助金の交付申請にあっては、当該森林経営計画書等（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）

(カ) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

(キ) 契約書等の原本

(ク) 農地転用等、各種法令に係る許可書又は届出書等

(4) 書類等の保管

(1)から(3)に掲げる書類等については、事業主体が、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。ただし、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合は、「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。

(7) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（参考様式1の例による。）

(4) 施行地ごとの施行台帳（参考様式2の例による。）

(9) 補助金及び経費明細書（参考様式3の例による。）。

なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（参考様式4の例による）とともに、当該地が補助事業実施箇所である旨及び皆伐や転用制限を受ける等について森林所有者等に通知するものとする。

また、整備及び保管する書類等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録媒体に記録して保管できるものとする。

このほか、事業主体は、当該申請した施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてGIS等で管理するよう努めるとともに、所長からの依頼があった場合は、その情報等を提供するものとする。

(5) 代理申請者による補助金の交付申請及び受領

代理申請者は、補助金の申請及び受領にあたり、以下により適正に行うものとする。

ア 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（参考様式5の例による）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。

イ 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにするものとする。また、当該地が補助事業実施箇所である旨及び皆伐や転用制限を受ける等について森林所有者等に通知するものとする。

ウ 受領した補助金は、所長が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

(7) 補助金事務取扱手数料

(4) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(9) 当該施行地の森林保険料

(エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

エ 補助金事務取扱手数料は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

3 補助金交付申請に関する特記事項

(1) 交付申請の単位

補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

なお、間伐、更新伐に係る交付申請のうち、森林経営計画等に基づいて行う場合にあっては当該計画ごと（森林経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）の第1の1(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

(ア) 当該複数の事業主体が共同して行う方法

(イ) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と1(2)の代理申請とを一括して行う方法

(ウ) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、1(2)の代理申請によりこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

(2) 複数の申請単位に係る一括申請

事業主体等は、複数の申請単位（(1)に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

(3) 複数の申請単位に係る補助金の一括受領

事業主体等は、(2)により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

(4) 事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱い

事業主体が受託により事業を実施する場合の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

ア 受委託契約の締結

事業主体が森林所有者と受委託契約を締結したものに限る。

なお、事業主体が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

イ 森林所有者の従事

森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、アのほか、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業主体が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。

(イ) 事業主体が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。

(ウ) 事業主体が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、事業主体の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び、関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を事業主体が支払っていること。

ウ 受託により事業を実施する者の責務

森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体は、あらかじめ事業に係る経費の見込み（参考様式6の例による。）を森林所有者に示すとともに、事業終了

後は、速やかに当該経費の明細書等（参考様式7の例による。）を森林所有者に報告するよう努めるものとする。

また、当該地が補助事業実施箇所である旨及び皆伐や転用制限を受ける等について森林所有者等に通知するものとする。

(5) 補助金交付申請書等に記載する面積、線形、延長等

補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、次のとおりとする。

ア コンパス等による現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。

イ GNSS（地球測位システム）等による現地測量を行う場合には、次の条件を満たすものとする。

また、観測結果は、GNSS等を用いた場合の測量野帳（様式14）に取りまとめ、補助金交付申請書に添付するものとする。

(ア) サブメーター級以上の測位精度を有するGNSS受信機を使用

(イ) 観測時の衛星の捕捉数は7以上

(ロ) 観測時のHDOP（水平精度劣化指数）は2以下

(ハ) 1測点の計測につき、観測回数を10回以上（データ取得間隔1秒）

(ニ) 計測値のばらつき（標準偏差）が3m以内

(ホ) 計測を開始する前に、衛星の捕捉数等を確認し、座標値が安定するまで待つこと

ウ ドローン（UAV）による写真測量の場合には、次のとおりとする。

(ア) 撮影した写真によりオルソ画像を作成する。

(イ) オルソ画像に基づき、GIS上で施行区域を表す図形（以下「施行区域データ」という。）を作成し、施行区域の面積又は延長等を計測する。

(ロ) GIS上で施業図（様式8）に準じた内容を記載する。

(エ) 作成したオルソ画像及び施行区域データを補助金交付申請時に提出する。

エ 現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ交付申請者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。

オ 過去に本事業の竣工検査で合格した施行地の位置、区域、面積等の情報について、茨城県森林クラウド等のGIS等により管理（以下「GIS等登録情報」という。）している場合は、現地測量に代えて、当該情報を活用することができるものとする。

カ 間伐、更新伐の面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

なお、既設の森林作業道・県単作業道等で台帳管理を行っているものがある場合は、作業道等の線形、幅員及び延長を施業図に記載すること。

キ 記載する単位は、面積はヘクタール以下小数点第2位まで、材積は立方メートル単位、延長はメートル単位とし、基準単位未満は切り捨てとする。

ク 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

(6) 人工造林・間伐調査野帳（様式13）の作成

人工造林、再造林、花粉発生源植替え、保育間伐及び間伐に係る交付申請を行う場合に交付申請者が作成する人工造林・間伐調査野帳（以下「調査野帳」という。）については、次のとおりとする。

ア 交付申請者は、当該施行地の大きさにより下表の箇所数の標準地を設定し、現地調査を行い、その結果を調査野帳に記載する。

（標準地の箇所数）

1 施行地の大きさ	標準値の箇所数
1ha 未満	1箇所以上
1ha 以上～5ha 未満	2箇所以上
5ha 以上	3箇所以上とし、5ha 毎に1箇所追加する。

イ 標準地は、1箇所あたり100m²を基準とする。

ウ 標準地ごとに植栽本数又は伐採率（間伐本数／間伐前の立木本数）を確認し、当該施行地における平均値が交付申請の本数又は伐採率以上となっていることを確認する。

第5 竣工検査、補助金の査定及び交付等

造林補助事業に係る竣工検査、補助金の査定及び交付等については以下によるものとする。

1 竣工検査

- (1) 所長は、第3の1の交付申請書の提出を受けた場合には、別に定める規定に基づき検査を行うものとする。
- (2) 検査は、1施行地ごとに申請書等に基づいて行うことを原則とするが、申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、現地で確認を行うものとする。
- (3) 検査員は、検査した事項を検査調書に記入するものとする。
- (4) 検査の結果、当該検査を行った施行地が規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- (5) (4)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における所長の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- (6) 検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。
なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

2 補助金の査定及び交付

- (1) 所長は、以下により1施行地ごとに補助金の査定を行うものとする。
ア 補助金額は、査定事業費又は標準経費に、補助金交付要項に定める補助率を乗じて求めた金額とし、円未満切り捨てとする。
なお、国補造林事業における国費については、査定事業費に国交付要綱に定める国の

補助率を乗じて求めた金額とし、円未満切り捨てとする。

イ 査定事業費は、標準経費に第1の1(4)ウの査定係数の百分の一を乗じて求めた金額とし、百円未満切り捨てとする。

ウ 標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求めた金額とし、百円未満切り捨てとする。

エ 事業量は、面積にあつてはヘクタール以下小数点第2位まで、材積にあつては立方メートル単位、延長にあつてはメートル単位とし、基準単位未満は切り捨てとする。

オ アからエに関わらず、以下(ア)、(イ)の場合の補助金額は、標準経費と実行経費のいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあつては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めた金額とする。

(ア) 森林作業道整備（標準単価を適用することができない部分を含む場合に限る。）を事業主体が請負に付して実行した場合。

(イ) 市町村が請負に付して実行した場合。

(2) (1)に関わらず、第1の5の「いばらきの森再生・県単作業道整備事業」にあつては第1の5(4)により求めた額を補助金額とする。

(3) 実行経費は、次に掲げる経費とする。

ア 事業主体が自ら実施する場合

直接費（資材費、労務費、機械経費）、間接費（共通仮設費（運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費）、現場監督費、社会保険料等）

イ 事業主体が請負に付して実行する場合

直接費（直接工事費（資材費、労務費、機械経費）、間接工事費（共通仮設費（運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費）、現場監督費、社会保険料等）、消費税相当額、測量設計費（測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。）

(4) 間伐、更新伐の施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道・県単作業道等（茨城県森林作業道作設指針に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

(5) 間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る第4の2(1)キの搬出材積集計表（様式9）において搬出材積を区分したまとめ（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

また、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあつては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐又は更新伐

イ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

ウ 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

- (6) 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。
- (7) 所長は、補助金査定の結果に基づいて、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行うものとする。

3 標準単価

- (1) 標準単価は国要領、国要領の運用及び国単価通知等を踏まえ知事が定める。
- (2) 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算して設定するものとする。

4 補助金の交付に当たって付すべき条件等

所長は、造林補助事業に係る補助金の交付決定にあたって、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業主体は、補助事業の施行地について、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（協定等に基づき一定期間の皆伐等が禁止されている場合はその期間内）に、所長の承認を受けずに森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去その他補助目的を達成することが困難となる行為をしてはならないこと。
- (2) 事業主体は、やむを得ず(1)の行為をしようとする場合は、あらかじめ所長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 国補森林環境保全直接支援事業等のうち森林経営計画に基づいて行ったものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。
- (4) 国補森林環境保全直接支援事業等のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。
- (5) 成林に必要な保育管理その他所長が必要と認める事項を遵守すること。
- (6) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと所長が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると所長が認めた場合はこの限りではない。

- (7) (6)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 補助事業に係る森林について、森林保険への加入と、補植及び保育その他健全な森林の育成のために必要な管理に努めること。
- (9) 補助事業に係る書類及び帳簿を事業完了年度の翌年度の初日から起算して5年間（協定等に基づき一定期間の皆伐等が禁止されている場合はその期間内）保存すること。
- (10) 交付申請書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額があることが確定した場合には、その金額の総額を速やかに所長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) 売却等により当該補助事業施行地の所有権等を移転する場合は、新たに所有権等を得る者に対し、当該地が補助事業実施箇所である旨及び転用制限を受ける等、前各号の条件を確実に申し送ること。

5 補助金の交付実績の報告

所長は、造林補助事業の交付実績について、事業別、市町村別に取りまとめ、様式18により翌年度の4月末日までに部長に提出するものとする。

第6 維持管理及び指導監督

- (1) 造林補助事業を実施した森林の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- (2) 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の地方公共団体若しくは森林組合等を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、県以外の事業主体が他の地方公共団体又は森林組合等を指定する場合には、あらかじめ所長に届け出るものとする。
- (3) 所長は、造林補助事業による補助を受けた森林の維持管理について、事業完了年度の翌年度の初日から起算して5年間（協定等に基づき一定期間の皆伐等が禁止されている場合はその期間内）、その実施状況の指導監督を行うものとする。
- (4) 事業主体は、造林補助事業施行地を売却等により所有権等を移転する場合において、新たに所有権等を得る者に対し、当該地が補助事業実施箇所である旨及び転用制限を受ける等、補助金の交付にあたって所長が付した条件を確実に申し送るものとする。

第7 森林以外の用途への転用、補助金の返還等

補助事業地の転用及び転用等による補助金の返還については、森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日林整整第315号林野庁長官通知）のほか、以下によるものとする。

1 森林以外の用途への転用

- (1) やむを得ず第5の4(1)の行為をしようとする事業主体（以下、「転用者」という。）は、あらかじめ当該行為をしようとする経緯、理由及び補助事業地において当該行為を行う必要性等を記した補助事業地転用届出書（様式19）に、当該補助事業地にかかる補助金の交付申請及び交付決定等、補助金受領に関する一連の書類（添付書類を含む）を添えて所長に提出し、その指示を受けるものとする。
- (2) 所長は、(1)の提出を受けた場合には、第6(3)に規定する監督の状況、当該届出にかかる転用者との協議の状況等を整理するとともに、必要に応じて現地調査を行い、以下の観点等から届出内容を検討のうえ、転用がやむを得ないと判断した場合には、当該補助事業地にかかる補助金の交付申請、竣工検査及び交付決定等関係書類を添えて、様式20により部長に協議するものとする。
 - ア 転用者の経済的理由や地域社会における情勢
 - イ 転用等による地域林業への影響
- (3) 部長は、(2)の協議を受けた場合には、国補事業にあつては農林水産大臣に協議のうえ、様式21により所長に回答するものとする。
- (4) 所長は、協議の結果を踏まえ転用者に対し必要な指示を行うほか、補助金の返還を命ずる状況である場合には、様式22により転用者にその旨の命令を行うものとする。

2 補助金の返還

- (1) 1(4)の命令を受けた転用者はこれに従い、補助金の返還が完了次第、様式23により所長にその旨を報告するものとする。
- (2) 所長は、補助金の返還を確認次第、様式24により部長にその旨を報告するものとする。
- (3) 第5の4(2)～(4)、(6)～(7)及びその他の事由により補助金の返還を要する場合にあつては、1、2(1)及び(2)の手続きを準用する。

第8 その他

本要領によりがたい事項については、知事の指示を受けるものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成30年6月25日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 2 平成30年度事業のうち、本要領の施行の際現に実施しているものは、本要領に基づき実施しているものとみなす。
- 3 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業（平成30年度繰越事業を含む）から適用する。
- 4 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業（令和元年度繰越事業を含む）から適用する。
- 5 この要領は、令和2年12月4日から施行し、令和2年度事業（令和元年度繰越事業を含む）から適用する。
- 6 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業（令和2年度繰越事業を含む）から適用する。

む) から適用する。

- 7 この要領は、令和3年6月17日から施行し、令和3年度事業（令和2年度繰越事業を含む）から適用する。
- 8 この要領は、令和4年4月15日から施行し、令和4年度事業（令和3年度繰越事業を含む）から適用する。
- 9 この要領は、令和5年4月11日から施行し、令和5年度事業（令和4年度繰越事業を含む）から適用する。
- 10 この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度事業（令和5年度繰越事業を含む）から適用する。
- 11 この要領は、令和7年6月19日から施行し、令和7年度事業（令和6年度繰越事業を含む）から適用する。